

令和4年第3回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年3月29日
13時30分～14時45分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和4年第3回海老名市農業委員会定例総会

令和4年3月29日「令和4年第3回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一
5番 鈴木 守 6番 小島 富士男 7番 波多野 寛 8番 市川 和美
9番 竹内 章人 10番 新戸 和夫 11番 守屋 福夫 12番 金指 満
13番 二見 務 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第13号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
日程第3 議案第14号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第4 議案第15号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第5 議案第16号 「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）」
及び「令和5年度農業税制改正要望事項（案）」について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成

立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、7番委員、8番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号5、申請地は、中新田■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、譲受人は、厚木市■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、厚木市■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移

転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図、写真は、資料1となっております。

【議長】 続けて詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況につきましては、■■■■さん、兄の■■さん、父の■■さん、母の■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、厚木市に確認したところ、令和4年の農家台帳ではお父様の■■さんになっておりまして、■■さんも世帯員として登録があるということです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は200日、お兄さんの■■さんの農業経験年数は16年、農業従事日数は200日、お父様、■■さんの農業経験年数は34年、農業従事日数は50日、お母様の■■さんの農業経験年数は34年、農業従事日数は30日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地は田が■■■■平米、畑が■■■■平米、合計、■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター1台、耕運機2台、3トントラック等を所有しております。厚木市で発行されました耕作証明の添付もございまして、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われまます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われまます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 昨日、第4班、5名で現地調査を実施いたしました。現地の状況は、資料の写真ではまだ耕耘前の状況ですけれども、現在のところ、きのうの段階では、きれいに耕耘されていて、非常に管理ができて、特に支障はないのかなというふうに感じました。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 本案は、市外在住の耕作者の世帯内贈与ですが、地区委員から何かご

ございますでしょうか。

【7番委員】 本件につきましては、議案書で初めて知ったことでありまして、地区の農業委員として押印など行っておりません。したがって、特にコメントはございません。

【議長】 ほかにないようでしたら、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第13号 引き続き農業を行っている旨の証明について(報告)を議題といたします。

本案は、専決処分で、引き続き証明書を発行したことについて報告し、了承を求めるものでございます。

受付番号4について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 まず、今回の報告とさせていただいた理由につきましては、■■■さんが失念していたということで、総会承認後の発行では間に合わないという状態になっておりましたので、現地を確認いたしまして、事務局より証明を専決で発行させていただきましたので、報告とさせていただきました。

受付番号4、被相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■、相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成31年3月27日から令和4年3月16日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、農業振興地域内、■■■■■平米、ほか■■■筆、議案書のとおりでございます、合計、■■■■■平米でございます。事務局で3月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりまして、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号4の専決処分については了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承いたします。

次に、議案書8ページから11ページ、日程第3、議案第14号 続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題いたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号1、相続人は、大谷■■■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日が、平成13年11月30日、特例農地等の明細につきましては、大谷字■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりでございまして、全て市街化調整区域内の農地でございます。これらの農地につきましては、事務局で3月14日に現地調査をいたしました。全て良好に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書9ページから10ページ、受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号2、相続人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■■、相続開始年月日が、平成13年10月13日、特例農地等の明細につきましては、中河内字■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりで、全て市街化調整区域内の農地でございます。これらの農地につきましては、事務局で3月14日に現地調査をいたしました。全て農地として適正に管理されておりましたので、特に問題

ないと思われます。

【議長】 受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書11ページ、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号3、相続人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■、相続開始年月日が、平成13年11月7日、特例農地等の明細につきましては、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、全て市街化調整区域内の農地でございます。これらの農地につきまして、事務局で3月14日に現地調査をいたしましたが、全て農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書12ページ、日程第4、議案第15号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

(農政課より一般社団法人海老名市農業支援センターの説明)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号 21 から 23 ですが、お諮りいたします。

借り手は、将来にわたる海老名の農業振興及び農地保全を図る目的でこのほど発足しました、海老名市副市長が代表理事となっている一般社団法人、新規就農者とは性質が異なり、借り手ですが、通常行っている借り手のプレゼンテーションは行わず、3件を一括して審議したいと思いますのですが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。それでは、受付番号 21 から 23 について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号 21、22、23 を一括して説明させていただきます。

受付番号 21、借り手は、勝瀬 175 番地の 1、一社海老名市農業支援センター、代表理事萩原圭一、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、貸し借りする農地は、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間です。こちら、農業振興地域内、1 件の新規の計画となります。この案件につきましても、3 月 10 日に事務局で現地確認をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は新規就農ではありますが、農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

引き続きまして、受付番号 22、借り手は、同じく一社海老名市農業支援センター、議案書のとおり、貸し手は、中河内■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、使用賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間です。こちらも農業振興地域内、2 件の新規の計画となります。この案件につきましても、3 月 10 日に事務局で現地確認をいたしま

【事務局長】 それでは、私からご説明させていただきます。

本案については、海老名市では例年、農政小委員会で原案を決定し、原案を定例総会で審議し、決定した内容を県農業会議へ提出し、県農業会議で他の農業委員会からの要望を含めた調整を行った上で、県知事に対し要望する形となっております。しかしながら、去年もそうだったのですが、本年については、まん延防止等重点措置の適用期間内であることなどを考慮し、農政小委員会を開催せず、事務局の案に直接委員が追加、変更を加えた案を定例総会でご審議いただくよう、小委員会のほうからあらかじめご了承をいただいたところでございます。追加、変更の期限は3月4日、金曜日までとさせていただきますが、期限までに追加、変更がございませんでしたので、事務局案のまま本日の総会へ提案させていただくものがございます。

それでは、議案第15号別紙資料のまず表面、1ページをご覧ください。令和5年度農林業施策並びに予算に関する要望として、左側から読みますが、検討項目（2）農地利用の最適化の推進に関し、農地情報公開システムの円滑な運用と、eMAFF地図への移行のための支援を要望項目としてご提案させていただきました。農地法では、農業委員会は農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとするかとされています。

もっと平たく言いますと、農業委員会は、農地台帳情報を電子地図情報としてインターネットで公表せよということでございます。現在は全国農業会議が管理運営するホームページ、全国農地ナビ、これはインターネットをご覧くださいの方は、お帰りいただいてパソコンで検索していただくと、こういうホームページがございます。このように電子地図情報が公表されておりまして、海老名市なら海老名市を見ますと、筆ごとに情報が閲覧できるようになっています。各農業委員会と全国農地ナビの間での農地台帳情報のやり取りは、農業委員会の側から、農地情報公開システムなるものを使って行われております。そして、近々の話になっておりますが、全国農地ナビは、このeMAFF農地ナビに変更される予定になっており

ます。

このeMAFF農地ナビというのを、以下eMAFF地図と言いますが、このeMAFF地図と、先ほどお話しした農地情報公開システムとの連携が各農業委員会で急がれているところなのですが、多くの農業委員会においてこの作業が進んでいないという状況になっています。

大まかにその理由を整理いたしますと、農地台帳情報をインターネットの領域へ移行すること、それから、新しいeMAFF地図導入への不安があることに問題が大別されておりまして、さらにその詳細については、各農業委員会で農地台帳を様々な電子データで持っているということで、これを変換しないと移行できない。ちなみに海老名市の場合は小字データの変換が必要になっております。それから、新しいeMAFF地図が導入されますと、移行時及びその後の維持管理、具体的に言いますと、農業委員会側の機器、ソフトウェア、データバックアップなどのコストに不安があるという具合に整理できます。

さらに言えば、これが国の補助金とか来るわけではなくて、農業委員会で独自の予算、市の予算を組んでやらなければいけないのですが、農地情報公開システムの円滑な運用と、新しいeMAFF地図への移行に一定のコストを投入することについて、システムと地図の成果を享受できる住民が少ないことなどを理由に、各自治体の財政当局が非常に消極的であるということが上げられます。

そこで、知事を通じて要望したいのは、eMAFF地図と農地情報公開システムの早期連携を図るため、各農業委員会のニーズに応じて農地台帳情報のインターネット領域への移行と、新しいeMAFF地図導入に対する経済的、技術的な支援を行うよう要望いたしたいと、補助金、あるいは交付金を出していただく、あるいは職員ではコンピューターの知識があまりございませんので、そういったものに強い方を派遣していただく等を要望したいということでございます。

次に、裏面をご覧ください。令和5年度農業税制改正要望事項(案)でございますが、これについては、左側から読みますと、2列目になりますが、農林漁業用輸入A重油にかかる石油石炭税の免税措置及び農

林漁業用国産A重油にかかる石油石炭税相当額の還付措置適用期限を3年程度延長願いたいという内容を提案させていただきました。

ちょっと難しく書いてしまったのですがけれども、A重油は施設園芸用ボイラー燃料として不可欠な生産資材でございまして、聞くところによれば、施設園芸経営費の2、3割を占めるというような状況になっております。その価格が高振れいたしますと経営に大きな支障をもたらすものでございます。他方、A重油の価格については、今、戦争も起きておりますけれども、そういうことが起こったりしますと、地政学的なリスクや、為替や国際的な商品状況に非常に影響を与えてくるところなのですが、現在のところは高騰し続けているということで、施設園芸農家が安定した価格で供給を受けられる見通しが全国的にはやっぱり立っていないのではないかとということでございます。

既にA重油に関しては、施設園芸農家が入手する前の段階で、免税とか還付措置が実施されていまして、これは有効に機能しているところなのですけれども、この特別措置については、聞くところによりますと、来年の3月31日で終了と伺っていると、国際情勢の良化や新型コロナウイルス感染症蔓延の終息がまだ見通せない中で、施設園芸作物の安定的な供給を図るためには、生産資材として重要な位置づけをされているA重油にかかる免税還付措置をさらに3年程度はやっぱり延長してほしいということで、その旨を要望するものでございます。

大変長くなりましたが、私からの説明は以上になります。

【議長】 それでは、税制改正以外の要望内容と税制改正要望とを一括して質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、一括して採決をさせていただきます。

提案した「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望(案)」及び「令和5年度農業税制改正要望事項(案)」について賛成の方の挙手を

ども、また、以前から水はけが非常に悪い土地でして、盛土をしたいという相談がありました。このたび、隣の田んぼが盛土をされるということで、それをきっかけに農地造成の届出がされたというものでございます。特に問題ありません。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 昨日、現地調査を実施いたしました。現場に行きましたら、今、地元の17番委員のほうからお話がありましたとおり、隣の田んぼが既に埋立てをちょうどしている最中でした。その土と同じような形で盛られるのかと思っておりますけれども。ただ、この申請地は東西に細長い土地で、東側と西側には水路、用排水があります。それよりも、ずっと高く盛られるような計画ですので、その際に、計画断面図の中で、A～A断面に当たるところですけれども、市道側のほうと永池川の側道の道路との側に水路があります。それから30センチ平らなところをつくって、それからのりにするという計画になっておりますけれども、際まで土が来ると確実に水路の中に土砂が流れ込んでしまいますので、この辺のところは仕上がり具合を含めて十分に、届出ですけれども、確認ができるようにしておいていただきたいということをお願いしたいと思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地造成の届出については了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書15ページから16ページ、(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

15ページの農地法第4条の受付番号3から6、16ページの農地法第5条の受付番号7から10、合わせて8件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されています。

が、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書15ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年2月1日から2月28日までの間に届出がされたものです。受付番号3から6の4件で、田、0平米、畑、2,482平米、合計、2,482平米です。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年2月1日から2月28日までの間に届出がされたものです。受付番号7から10までの4件で、田、878.08平米、畑、667平米、合計、1,545.08平米です。これらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

長時間、ありがとうございました。